

創エネ設備等の申請時に必要な書類（第6条関係）

※○：必須書類、△：該当がある場合に提出する書類

番号	提出書類		○・△
1	福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等補助金交付申請書	様式第1号	○
2	福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等事業計画書	様式第2号	○
3	誓約書（創エネ設備等用） ※申請者の自署又は記名押印が必要	様式第3 －1号	○
4	「法人登記履歴事項全部証明書」の写し ※申請者が法人の場合 ※法人登記履歴事項全部証明書は、発行から3か月以内のものであること		○
	「開業届出書」又は「直近年度の確定申告書」の写し ※申請者が個人事業主の場合 ※直近年度の確定申告書は、表紙（第一表）のみで可とする		
5	市税等の納付に係る「完納証明書」の写し ※様式第1号において、「市税等の納付状況に係る情報を確認すること」に同意しないときに必要		△
6	委任状 ※申請手続きを、申請者以外の第三者（施工業者など）に委任する場合に必要 ※申請者の自署又は記名押印が必要	様式第4号	△
7	補助対象事業の実施に係る承諾書 ※補助対象設備を設置する土地又は建物の所有者が申請者と同一でないときに必要 ※自家消費する建物の所有者が申請者と同一でないときに必要 ※所有者（承諾者）の自署又は記名押印が必要 ※所有者が複数の場合、それぞれの承諾書が必要	様式第5号	△
8	補助対象設備を建物に設置する場合は、設置する建物及び自家消費する建物の「登記事項証明書」又は「納税通知書及び課税明細書」の写し ※登記事項証明書は、発行から3か月以内のもの ※登記情報提供サービスから出力したものを、登記事項証明書の代替とすることも可（照会番号は不要） ※納税通知書及び課税明細書は、直近年度のものに限る ※太陽光発電設備を設置する建物と自家消費する建物が同一の場合は、1通のみで可（同じものを2通出す必要はない）		○
9	見積書及び見積書内訳書の写し ※補助対象事業に係る見積りの内訳が明記されており、補助対象経費が把握できるものに限る。明記されていない場合は、内訳書類又はこれに代わるものを併せて提出すること ※太陽光発電設備等のパワーコンディショナーが蓄電システムのパワー		○

	<p>コンディショナーと一体型（ハイブリッド）の場合、当該パワーコンディショナーに係る補助対象経費は蓄電池側に計上する</p> <p>※値引きがある場合は、「太陽光発電設備」又は「蓄電池」のどちらに関するものか明示されていることが必要</p> <p>※「太陽光発電設備」又は「蓄電池」の区分ごとに、税抜き額が把握できるものであることが必要</p> <p>※補助対象経費（別表2に掲げる経費）以外の経費は、補助対象経費に含めることができない（補助対象外経費の例：「長期保証料」、「申請手数料」など）</p> <p>※補助対象経費以外の経費が含まれるかどうか判別のつかない経費は、補助対象経費に含めることができない（補助対象外経費の例：「諸経費」、「雑費」など）</p>		
1 0	補助対象経費確認シート（創エネ設備等用）	様式第6－1号	○
1 1	<p>目標価格での調達に関する申立書</p> <p>※目標価格の業務用蓄電池：11.9万円/kWh、家庭用蓄電池：12.5万円/kWh（いずれも工事費込み・税抜き）を超え、複数者からの見積書及び見積内訳書の写しを提出しない場合に必要</p>	参考様式	△
1 2	<p>導入する補助対象設備の仕様がわかるもの（カタログ・仕様書等）</p> <p>※特に「太陽電池モジュール」の「型式名」と「公称最大出力」、「パワーコンディショナー」の「型式名」と「定格出力」、「蓄電池」の「型式名（パッケージ）」と「パッケージの構成機器」と「蓄電容量」について、把握できるもの</p> <p>※完全自家消費とする場合、逆潮流の発生を防止するために設置されるRPR（逆電力継電器）に係るカタログ・仕様書等を添付すること</p>		○
1 3	<p>補助対象設備の設置場所の付近見取り図</p> <p>※次の①から⑤までの位置関係が把握できるもの</p> <p>①太陽電池モジュールの設置場所</p> <p>②自家消費する建物（①と異なる場合）</p> <p>③その他同一敷地内にある建物（①・②以外にある場合）</p> <p>④自家線（太陽電池モジュールを敷地外に設置する場合）</p> <p>⑤当該敷地に接する道路</p> <p>※既存の地図に書き込みをしたもので可</p>		○
1 4	<p>補助対象設備の設置場所及び使用場所の全景写真（設置前）</p> <p>※設置場所全景について撮影すること（土地に設置する場合は土地の全体、建物に設置する場合は建物の外観）</p> <p>※設置場所と使用場所が異なる場合は、使用場所についても撮影すること</p> <p>※地上から撮影したもので可（建物の場合、できるだけ建物の用途や屋根の状態が把握でき、事務所又は事業所であることがわかるもの）</p>		○
1 5	<p>補助対象設備のシステム系統図</p> <p>※いわゆる単線結線図など、次の①から③までの要素の接続関係が把握できるもの</p> <p>①太陽電池モジュール・パワーコンディショナー・蓄電池などの機器（RPRを設置する場合はRPRを含む）</p> <p>②自家消費（分電盤や負荷などの明示）</p> <p>③系統（電力会社の送電線・配電線など）</p> <p>※既存の設備がある場合は補助対象と補助対象外の各設備の判別ができるよう赤色などで表示すること</p>		○
1 6	<p>発電電力の自家消費計画書</p> <p>※太陽電池モジュールを敷地内に設置する場合に必要</p>	様式第7号	△

17	<p>発電電力の自家消費シミュレーション</p> <p>※太陽電池モジュールを敷地内に設置する場合に必要</p>		△
18	<p>P P A 契約の契約書(案)及び料金計算書等の写し</p> <p>※P P A契約の場合に必要</p> <p>※サービス料金から交付金額相当分が控除されていることが明示されていること</p> <p>※法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できること</p>		△
	<p>リース契約書(案)及びリース計算書等の写し</p> <p>※リース契約の場合に必要</p> <p>※サービス料金から交付金額相当分が控除されていることが明示されていること</p> <p>※法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できること</p>		
19	<p>太陽光発電設備補助要件 g (b) を満たす方法が確認できる書類</p> <p>※要綱別表 1 に掲げる太陽光発電設備の補助要件において、g (b) による場合のみ</p> <p>※補助要件 g (b) は、P P A などを活用して、太陽光発電設備の設置場所(敷地内)での自家消費率 30%以上と同時に、同一都道府県内での消費率 50%以上を達成しようとするものである。よって、同一都道府県内で消費することがわかる契約書等を提出すること</p>		△
20	<p>支払相手方登録依頼書</p> <p>※電子申請の場合はデータ添付のみで可</p>	市所定様式	○
21	<p>その他市長が必要と認める書類</p> <p>※審査の結果、追加で書類提出が必要となる場合がある</p>		△